

特定行為に係る看護師の研修にご理解、ご協力をお願いいたします

当院は、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の協力施設です。

看護師として一定の経験を有し、かつ専門的な研修を受けた者が、実習で医師の指示を受け、特定の医療行為を実施することがあります。

医師と連携し安全には十分配慮して行いますが、患者さんはいつでも拒否を申し出ることができ、それにより何ら不利益を被ることはありません。

何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

「特定行為に係る看護師の研修」についてご相談がある場合には、下記患者相談窓口をご利用ください。

医療相談 対話推進窓口

当院をご利用いただく患者さん及びご家族のみなさまからの、治療や入院生活、医療安全などさまざまなご相談やご意見を受け付けております。

相談日時及び相談場所等

- 月曜日～金曜日 9:00～17:00
- 場所 1F 総合サポートセンター
- 窓口責任者 医療福祉相談室長
今野 敦子
看護部 副部長
井上 由起子

仙台市立病院